

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東御市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東御市長

公表日

令和7年12月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	1 予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務など 3 母子保健法に基づく乳幼児健診の実施に関する事務など 4 健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種業務情報、(2)母子保健業務情報、(3)成人保健業務情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番第14、70、101、126 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、40条、54条及び67条の2 番号法第19条第6号及び16号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	1 予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務番号法 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】25、26、28、153及び154の項 【情報照会の根拠】25、27、28、29及び153の項 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務など ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】25、26、153及び154の項 【情報照会の根拠】153の項 3 母子保健法に基づく乳幼児健診の実施に関する事務など ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】42、48、71、80、95、112、125、155及び161の項 【情報照会の根拠】95及び96の項 4 健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】139の項 【情報照会の根拠】139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 東御市健康福祉部健康推進課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8882

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 東御市健康福祉部健康推進課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8882

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5-②所属長	健康保健課長 成澤俊夫	健康保健課長 吉澤 健二	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康保健課長 吉澤 健二	健康保健課長 小松 信子	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長	健康保健課長 小松 信子	課長	事前	
平成31年4月1日	IVリスク対策		「IVリスク対策」全文	事前	
令和2年3月30日	I-3法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項	番号法第9条第1項 別表第一 項番第10、49、76項	事前	
令和2年3月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):(26,56の2、17、18、19、26、56の2、69の2、70、87	番号法第19条第7号 別表第二 項番第16の2、17、18、19、26、56の2、69の2、70、87	事前	
令和3年4月23日	I-1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など	事後	法令の改正に伴う変更
令和3年4月23日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番第10、49及び76	番号法第9条第1項 別表第一 項番第10、49、76及び93の2項	事後	法令の改正に伴う変更
令和3年4月23日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番第16の2、17、18、19、26、56の2、69の2、70、87	番号法第19条第7号 別表第二 項番第16の2、16の3、17、18、19、26、56の2、69の2、70、87	事後	法令の改正に伴う変更
令和3年4月23日	I-5-②所属長	課長	健康保健課長	事後	見直しによる変更
令和3年12月10日	I-1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など	事前	法令の改正に伴う変更
令和3年12月10日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事前	法令の改正に伴う変更
令和3年12月10日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番第10、49、76及び93の2項	番号法第9条第1項 别表第一 項番第10、49、76及び93の2項	事前	法令の改正に伴う変更
令和3年12月10日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 别表第二 項番第16の2、16の3、17、18、19、26、56の2、69の2、70、	番号法第19条第8号 别表第二 (情報提供の根拠)16の2、16の3、18、26、56の	事前	法令の改正に伴う変更
令和7年12月1日	I-1-②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など 母子保健法に基づく乳幼児健診の実施に関する事務など 健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施、記録の管理及び接種証明書の交付に関する事務など	1 予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務など 3 母子保健法に基づく乳幼児健診の実施に関する事務など 4 健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務		
令和7年12月1日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番第10、49、76及び93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、40条、54条及び67条の2 番号法第19条第6号及び16号	番号法第9条第1項 別表 項番第14、70、101、126 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、40条、54条及び67条の2 番号法第19条第6号及び16号	事後	法令の改正に伴う変更
令和7年12月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠)16の2、16の3、18、26、56の2、69の2、70、87、102の2及び115の2 (情報照会の根拠)16の2、17、18、19、56の2、69の2、70、102の2及び115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、12条の2の2、13条、19条、30条、38条の3、39条、44条、50条及び59条の2 (情報照会の根拠)第12条の2、12条の3、13条、13条の2、30条、38条の3、39条、50条及び59条の2	1 予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務番号法 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】25、26、28、153及び154の項 【情報照会の根拠】25、27、28、29及び153の項 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務など ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】25、26、153及び154の項 【情報照会の根拠】153の項 3 母子保健法に基づく乳幼児健診の実施に関する事務など ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】42、48、71、80、95、112、125、155及び161の項 【情報照会の根拠】95及び96の項 4 健康増進法に基づく健康増進事業の実施に関する事務 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】139の項 【情報照会の根拠】139の項	事後	法令の改正に伴う変更
令和7年12月1日	I-5-①部署	健康福祉部 健康保健課	健康福祉部 健康推進課	事後	課名変更
令和7年12月1日	I-5-②所属長	健康保健課長	健康推進課長	事後	課名変更
令和7年12月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東御市健康福祉部健康保健課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8882	東御市健康福祉部健康保健推進課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8882	事後	課名変更
令和7年12月1日	I-8特定個人情報ファイル取り扱いに関する問い合わせ	東御市健康福祉部健康推進課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8882	東御市健康福祉部健康推進課 長野県東御市鞍掛197番地 0268-64-8882	事前	課名変更
令和7年12月1日	IVリスク対策		「IVリスク対策」の項目8.11追加		法令の改正に伴う変更